

議案第8号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成26年12月24日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「指定管理者の指定について」（宮古青少年の家）に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

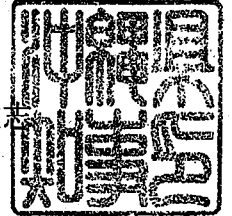
議案「指定管理者の指定について」(宮古青少年の家)に対する意見

議案「指定管理者の指定について」(宮古青少年の家)については、異議ありません。

教生第1779号
平成26年12月10日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「指定管理者の指定について」（宮古青少年の家）について、貴委員会の意見を求めます。



提出議案の概要

【議案名】

乙第42号議案 指定管理者の指定について（沖縄県立宮古青少年の家）

【議案提出の理由】

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 公の施設の名称：沖縄県立宮古青少年の家
- 2 指定管理者となる団体：宮古島市平良字久貝706番地1（平良老人福祉センター内）
特定非営利活動法人ばんず
- 3 指定の期間：平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

【説明】

- 1 沖縄県立宮古青少年の家の管理は、地方自治法第244条の2第6項及び「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条」に基づき、平成24年4月から指定管理者が行っている。
- 2 現指定管理者の指定期間が、平成27年3月31日に満了することから、平成27年度からの新たな指定管理者の指定を行う必要がある。
- 3 平成26年11月10日に開催した「沖縄県立青少年の家に係る指定管理者制度運用委員会」の審議の結果、特定非営利活動法人ばんずが候補者として選定された。

沖縄県立宮古青少年の家 配置図

